学籍番号 61408641

佐々木 捷

情報学基礎 第１回課題

学籍番号61408641 佐々木 捷

**課題１：**

**平成26年4月17日判決言渡 著作権侵害行為差止等請求事件**

1. **裁判の概要**

* 裁判所

東京地方裁判所 平成25年(ワ)第8040号

* 原告

ピーター・オプス、ヴィック・エイエス、ストッケ・エイエス （ノルウェー王国）

* 被告

株式会社カトージ （愛知県犬山市）

* 請求

１ 被告は，別紙２「被告製品目録」記載の各製品（以下「被告製品」と総称

し，それぞれの製品を「被告製品１」などという。）を製造し，販売し，又

は販売のために展示してはならない。

２ 被告は，被告製品を破棄せよ。

３ 被告は，原告ピーター・オプスヴィック・エイエス（以下「原告オプスヴ

ィック社」という。）に対し，１５９２万６８５６円及びこれに対する平成

２５年６月２０日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

４ 被告は，原告ストッケ・エイエス（以下「原告ストッケ社」という。）に

対し，１億１９４５万１４２０円及びこれに対する平成２５年６月２０日か

ら支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

５ 被告は，別紙５「謝罪広告目録」記載の謝罪文を同目録記載の要領で同目

録記載の新聞に掲載せよ。[[1]](#endnote-1)

* 判決

１ 原告らの請求をいずれも棄却する。

２ 訴訟費用は原告らの負担とする。

３ この判決に対する控訴のための付加期間を３０日と定める。[[2]](#endnote-2)

1. **事件の内容**

本件は、原告らが、被告に対し、被告の製造・販売する被告製品の形態が「TRIPP TRAPP」という製品名の原告らの製造等に係る椅子の形態に酷似しており、被告の行為が、原告製品のデザインに係る原告オプスヴィック社の著作権（複製権若しくは翻案権）及び原告ストッケ社の著作権の独占的利用権を侵害するとともに、原告らの周知又は著名な商品等表示と類似する商品等表示を使用した商品の販売等をする不正競争行為に当たり、そうでないとしても原告らの信用等を毀損する一般不法行為に当たると主張して、①著作権法112条，不正競争防止法3条に基づく被告製品の製造・販売等の差止め及び破棄，②著作権法114条2項，3項，不正競争防止法4条，5条2項，3項1号，民法709条に基づく損害賠償及びこれに対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払い，③不正競争防止法14条に基づく謝罪広告の記載をそれぞれ求めた事件である[[3]](#endnote-3)。

著作権法112条には「著作者、著作権者は、その著作権、著作隣接権を侵害する者に対し、その侵害の停止を請求することができる(一部略)[[4]](#endnote-4)」とある。ここではTRIPPTRAPPという製品(著作物)の著作権者である原告が、著作権侵害者とした被告に対しその侵害行為の停止を請求している。

著作権法114条2項には「著作権者又は著作隣接権者がその著作権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、当該著作権者又は著作隣接権者が受けた損害の額と推定する(一部略)[[5]](#endnote-5)」，3項には「著作権者又は著作隣接権者は、故意又は過失によりその著作権又は著作隣接権を侵害した者に対し、その著作権又は著作隣接権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる[[6]](#endnote-6)」とあり、著作権侵害者が侵害の上で生んだ利益，及び使用料として未払いの妥当な金額に関しても、著作権者の受けた損害と認定することを示している。よってここでは被告製品の売上利益についての損害認定を求めている。

1. **考えと感想**

著作権法の言う「著作物」は、絵画や音楽等の芸術作品などを指している。よってこの法律は原告製品を「美術品」として保護するまで、「実用品」としての製品の製造権を保護するものではないと考えられる。よって問題となるのは、実用品としての酷似ではなく、美術品としての酷似の有無のみである。被告製品は、実用面での機構・仕様が原告製品に類似するだけであり、美術的デザインが酷似しているとは言えなかったと考えられる。実用面での機構・意匠としてのデザインは、何れも申請を行った「特許権」(特許法による)や「意匠権」(意匠法による)によってのみ保護されるものと考えられる。よって原告が日本においてこの何れの申請も行っていなかったために、実用品としての独占権が認められなかったのであろう。

著作物としての権利の通用範囲がどこまで認められるか、という点が争いになった良い例であると感じた。また「著作権」は、特許権・意匠権等の様に申請を行い、認可を受けたうえで初めて付与される独占権と違い、著作がされた時点で自動的に付与される。その様な容易さから、行使範囲の厳密化が必要だったのであろう。

本件の様な美術品の他、小説や論文、講演などの、言語によるもの、また学術的な性質を有する図面や図表、写真等も著作物に含まれる。よって昨今騒動になる論文上の画像流用・盗用等にも見て取れるが、一般人の書くこの様な簡単な論文等であっても、他人の著作物があればそこにはその著作者の独占権を適用できる。安易な考えからの、あたかも自らが創作したかのようなコピー＆ペースト文章の使用は禁物であると改めて実感できる。著作権法には、上記のような民事の取り決めの他に、刑事罰も記されている(著作権法119条ほか，著作権侵害罪)。その為、一歩間違えただけでも飛んでもない刑事的責任を負うことになりかねない。

ただし上記の著作権侵害罪は親告罪であるため、権利者からの告訴がなければ検察が提訴することはできない。その為、よほどの損害等が生じていない限り権利者も動かないのが現状となっているかもしれない。

**課題２：**

1. **10進数**
2. **2進数**

を、の累乗の和で表し、乗数毎に項の有無を0と1で書き並べたものが2進数での表現となるはずである。



1. **16進数**
2. **10進数**
3. **2進数**

を、整数部と小数部に分け、整数部は“(a)”と同様に，小数部はの累乗の和で表し、乗数毎に項の有無を0と1で書き並べたものが2進数での表現となるはずである。で割り算をする事は、の掛け算を行うことと等しいので、以下のように計算した。



1. **16進数**
2. **10進数**
3. **2進数**



1. **16進数**
2. 桁を区切って計算した場合
3. 10進数から計算し直した場合
4. **10進数**
5. **2進数**



反転して

1を加えて

1. **16ビットの符号付2進数で表すことのできる最小／最大値**

符号付2進数では、最も左の桁を符号の判別のために（符号ビットとして）用いている。その為数としての表現ができるのは余った右から15桁分となる。よって数としては通りを表現していることとなる。

符号ビットが0，即ち正の数を表現する時、数え始めの数“0000 0000 0000 0000”は0であるので、0から数えて個目の数までを表現できる。尚、である32768という数は、1から数えての番目の数である。よって0から数えた場合はこれから1引いた32767という数が0から数えての番目数，即ち最大値であるであろう。

符号ビットが1，即ち負の数を表現するとき、数え始めの数“1111 1111 1111 1111”は1の補数表現では“1111 1111 1111 1110”と表されることからも分かるように“”である。よってから数えて個目の数が最小値となるであろう。

先と同様の計算により、表すことのできる最大の値は、

最小の値は

である。

1. **16ビットの符号なし2進数で表すことのできる最小／最大値**

符号なし2進数では、すべての桁を数のために用いている。その為16桁の2進数となる。よって数としては通りを表現していることとなる。

先と同様、数え始めは0であるので、0から数えて個目の数までを表現できる。よってから1引いた65535という数が最大値であるであろう。

表すことのできる最大の値は、

である。

# 引用文献

上原啓司. (平成26年4月17日). 裁判所. 参照日: 平成26年4月30日, 参照先: 著作権侵害行為等差止請求事件: http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140422100330.pdf

西田　典之，高橋　宏志)，能見　善久. (平成25年). ポケット六法 平成25年版 . 有斐閣.

1. [上原啓司, 平成26]第2 請求,事実及び理由,p.2 [↑](#endnote-ref-1)
2. [上原啓司, 平成26]第2 請求,事実及び理由,p.2 [↑](#endnote-ref-2)
3. [上原啓司, 平成26]第2 事案の概要,事実及び理由,p.2 [↑](#endnote-ref-3)
4. [西田　典之，高橋　宏志)，能見　善久, 平成25年] [↑](#endnote-ref-4)
5. [西田　典之，高橋　宏志)，能見　善久, 平成25年] [↑](#endnote-ref-5)
6. [西田　典之，高橋　宏志)，能見　善久, 平成25年] [↑](#endnote-ref-6)